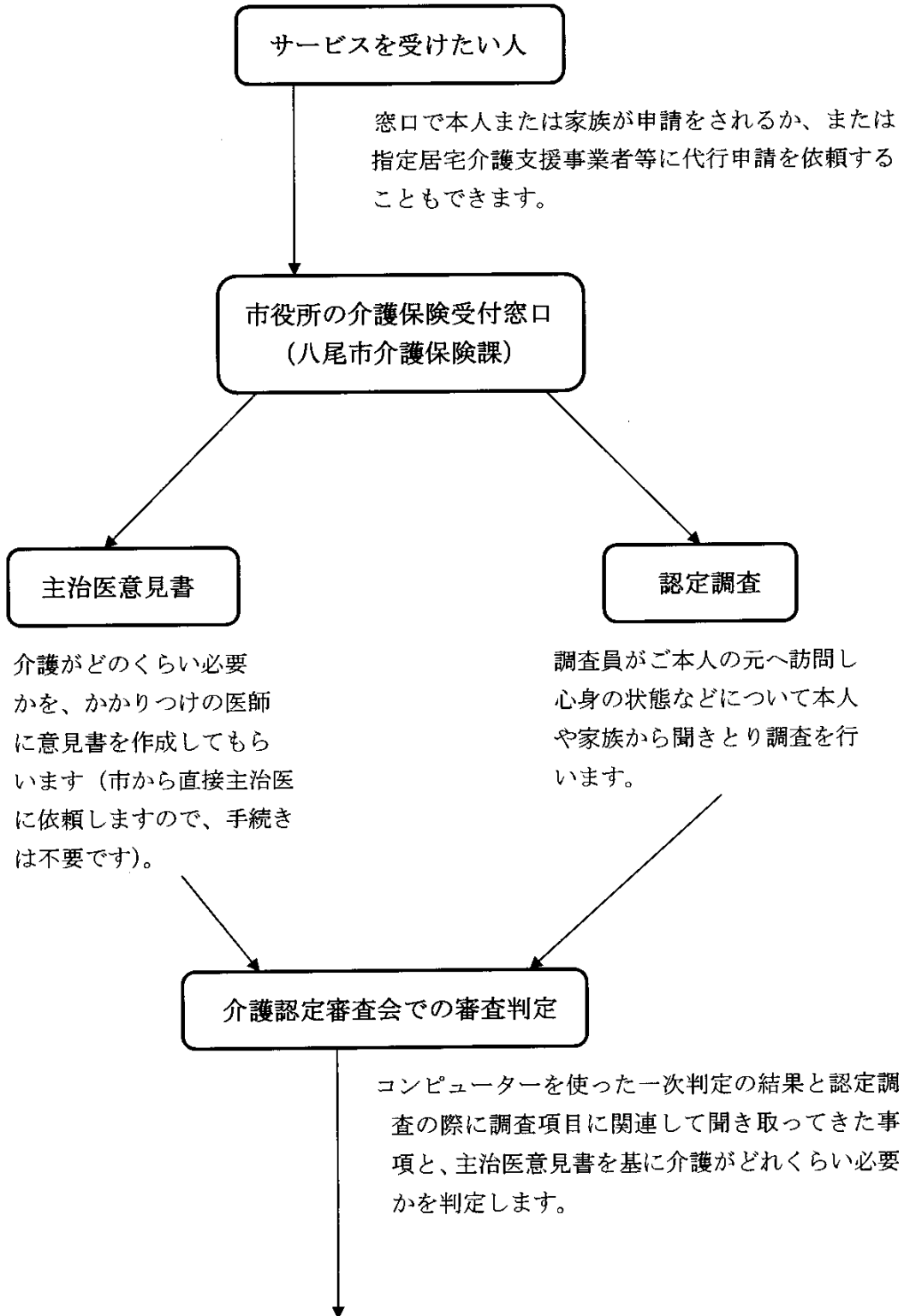


要介護認定の申請からサービス利用までの流れ



結果通知

要介護認定の結果を通知します。申請から 30 日以内に結果を通知できないときには、延期通知をお送り致します。結果に不服があれば、大阪府の「介護保険審査会」に審査請求ができます。

下記のいずれかに認定されます

要介護状態区分	利用できるサービス
非該当	地域支援事業の介護予防サービスを利用
要支援 1 要支援 2	予防給付の介護予防サービスを利用 (施設サービスは利用できません)
要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5	介護サービスを利用 (在宅サービスまたは施設サービスを選ぶことができます)

- ※ 病気の重さと介護を必要とする程度について必ずしも一致するとは限りません。
- ※ 要介護認定の有効期間について介護認定審査会において 3～24 ヶ月の間で定められます。

介護サービス・介護予防サービスのケアプラン作成

★ 要介護 1～5 と認定された方

ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプラン（介護サービス計画）を作成してもらいます。どのようなサービスをどのくらい利用するのか、ケアマネジャーと話し合いながらケアプランを作成し、あなた自身がサービスを選ぶことができます。もちろん全部ご自身で作成して頂いてもかまいません。

ません。その時は、介護保険課にご自身で作成した計画をご提出して頂きます。また、介護保険施設への入所・入院を希望する場合には、直接施設で手続きを行ないます。

★ 要支援1・2または非該当（自立）と認定された方

要支援1・2と認定された方は、介護保険の介護予防サービスを利用することができます。また、非該当と認定された方は、市町村が行なう地域支援事業の介護予防事業を利用することができます。どちらのサービスも地域包括支援センターで保健師等が中心となって介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画）を作成してもらいます。

